

台東区観光バス対策 基本計画

概要版

“観光バス”と共生できる環境整備～おもてなしの心を持って～

平成29年3月

台東区

第1章 計画の目的

台東区は、浅草や上野・谷中といった日本を代表する国際的な観光地を有し、多くの観光客でにぎわいを見せており、観光バスの来訪台数も増加傾向にある。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等により、今後、台東区へ来訪する観光バスはさらなる増加が予想され、観光バスを利用した観光客等の受け入れ環境の整備は急務となっている。

このような背景を踏まえ、台東区全域における観光バスを迎える環境を整えるため『台東区観光バス対策基本計画』を策定する。

なお、特に浅草地域には多くの観光バスが訪れており、区では乗降場や新たな駐車場の設置、二天門通りの誘導員の増員など様々な対応を図ってきているが、想定を超える観光バスの来訪により、交通渋滞や路上駐車、交通事故の危険性など地域に負担をかけているだけでなく、観光客や観光事業者にとっても、スケジュールが立てにくいなどの影響が出ていることから、計画の策定にあたっては、浅草地域における対応策を想定したものとする。

また、観光バスの課題解決の取組みは喫緊の課題であるため、平成28年度に本基本計画の策定に向けた検討時期と合わせ、浅草地域における乗降場の整備など早期に取り組むことが出来る内容については計画策定と並行して整備を進めていく。

計画策定の目的

観光バスの受け入れ環境を整え、
区民の生活環境を守り、観光客等の満足度を高める

台東区民会館前乗降場（東参道・二天門通り）における観光バスおよび乗降客の混雑状況



第2章 計画の基本理念

観光バス対策は、①地域住民の安全・安心な生活環境の確保、②観光客・観光事業者の利便性及び満足度の向上、さらには③観光の持続的発展といった『住環境・来訪環境・観光』の3つの視点が重要である。今後、『台東区で生活する区民』と『台東区を訪れる観光客と観光事業者』の双方の安全・安心な環境を整え、それぞれの安全性・利便性・満足度を高め、結果として観光振興に繋げていくことを目指し、『観光バス※と共生できる環境整備』を計画の基本理念とする。

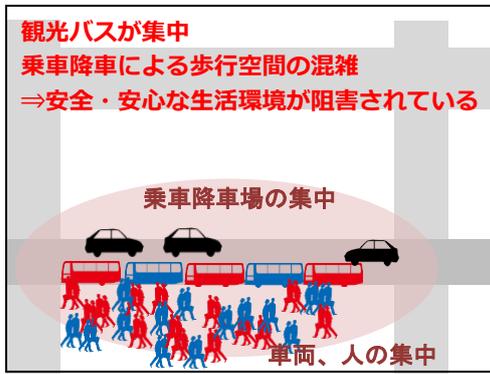
※ 基本理念上の「観光バス」は物として表現するのではなく、観光客を含め擬人化した表現とした



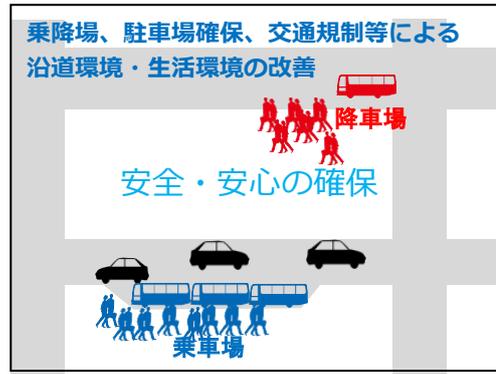
第3章 計画の基本方針

【基本方針1】 交通負荷の軽減による安全安心な生活環境の実現 ～おもてなしを育む～

課題



対策後のイメージ

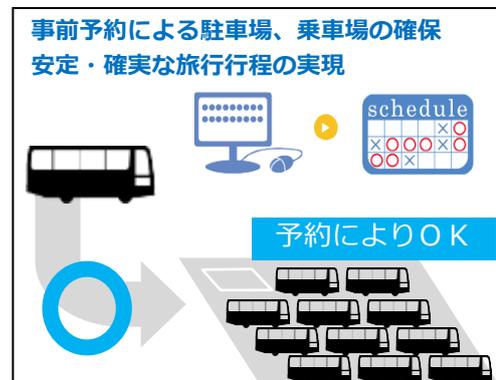


【基本方針2】 安全・安心・安定した観光バス来訪環境の実現 ～おもてなしで迎える～

課題

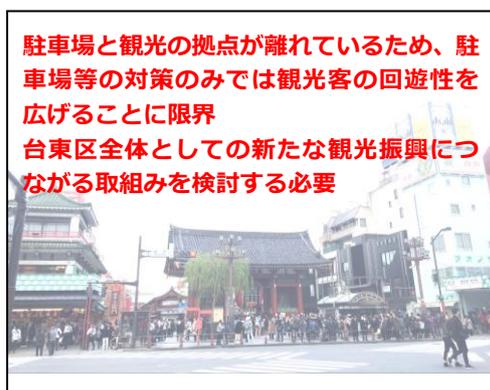


対策後のイメージ

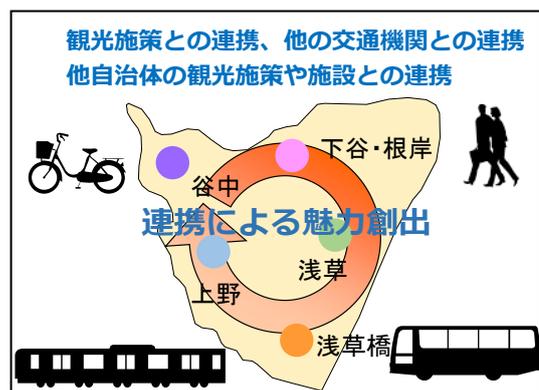


【基本方針3】 新たな魅力創出の実現 ～おもてなしを広げる～

課題



対策後のイメージ

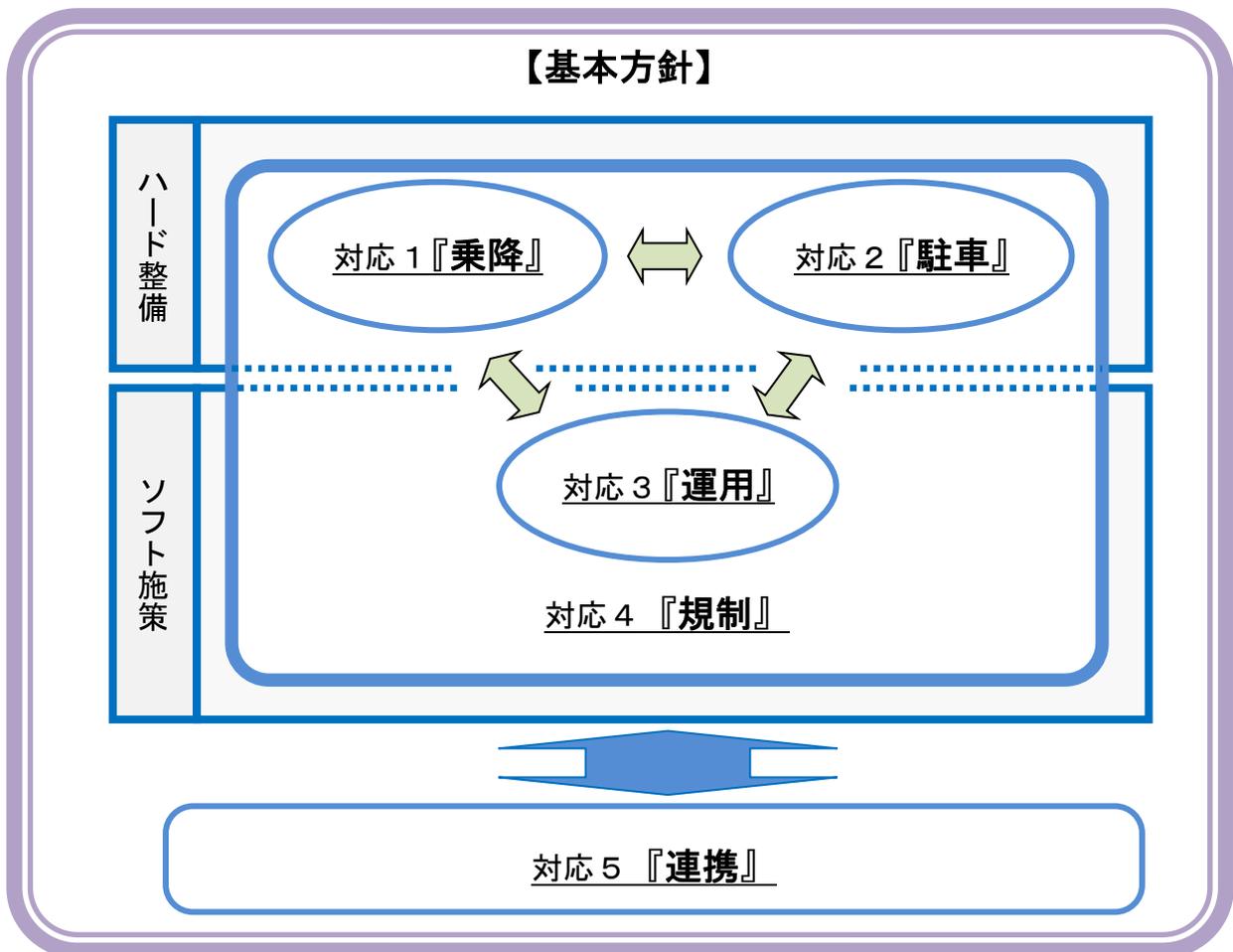


第4章 観光バス対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

観光バス対策としては、観光バスの行動に対応したハード（施設）整備と、それを効果的に運用していくためのソフト（運用や規制）施策が必要となる。

ハード整備としては、まずは集中する交通負荷の軽減や、迷惑な場所での乗車降車を無くし、安全安心な道路環境を確保するための乗降場の確保（＝対応1『乗降』）、また、迷惑な駐停車等を無くすことや、安定した来訪環境実現のための駐車場の確保（＝対応2『駐車』）を行う。なお、乗降場と駐車場を効率的に運用する予約コントロール（＝対応3『運用』）といった工夫や、ルール徹底化のための規制（＝対応4『規制』）、そして関係者との連携による取組み（＝対応5『連携』）といったソフト施策の5つの対応をセットで実施することで効果を上げていく。



(2) 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、計画期間を短期、中期、長期に分け、段階的に取組むこととする。短期は、喫緊の課題である浅草地域において重点的に対策を進める。中期は、台東区全域を対象に対策を取組み、長期は、時点修正を行い新たな検証・見直し・整備を実施する。

第5章 観光バス対策における対応の考え方

対応1『乗降』 安全・快適な乗降環境の確保

- ・乗車場、降車場は原則路外で整備する。
- ・路外で乗車場、降車場を整備できない場合は、観光バス利用者と歩行者等が分離できるようスペースを確保するとともに、誘導員を配置し、円滑なバスの停車や観光バス利用者の誘導など安全・安心な乗降環境を確保する。また観光バス利用者が乗降時に、通過交通の支障とならないようスペースを十分に確保するよう整備する。
- ・降車に比べ乗車は時間を要するので、乗車・降車が混在することによる非効率なバスの発着状況の解消を図る。また、観光客の回遊性を高めるため、乗車場、降車場は分離して設置する。
- ・乗車場には、歩道上で乗車待ちのバス利用者が歩行者や自転車の走行を妨げないようバス利用者のための待機場所を確保する。

■乗降場整備の対策手法

対策手法	
① 既設乗降場の拡充	・台東区民会館前（「二天門乗車場」に変更）：バスベイ設置 ・浅草 EKIMISE 前（「東武浅草駅乗車場」に変更） ：路面標示&台数増加
② 新設整備 （路上・路外）	・新たな降車場を設置 （言問通り、国際通り、雷門通り他）
③ 既設駐車場併用	・台東区民会館駐車場の一部を乗降場として利用
④ 新設駐車場併用	・新たに整備する駐車場の一部を乗降場として利用

対応2『駐車』 安全・快適な観光バス駐車環境の確保

- ・面積が23区で一番小さく区内に大規模な敷地が少ない台東区においては、現在ある57台分の観光バス駐車スペースを活用し運営していく。
- ・実態調査に基づく将来の需要予測を踏まえ、新たな駐車場の確保(他施設駐車スペースとの連携や新たな駐車場の整備など)を進めるが、予約システム等必要な運用を行った後、望ましい駐車台数を再検討し必要台数の確保を目指す。

■駐車場の確保に対する対策手法

対策手法	
① 既設駐車場利用	・既設の区設置駐車場は継続使用
② 他施設 駐車場利用	・他機関設置済駐車場の余裕スペースの活用 ・民間地の活用検討、啓発
③ 新設 駐車場整備	・区有地に設置検討(自走式) ・区外国有地、公有地を活用した検討(自走式)

対応3『運用』 効率的な運用等のための観光バスコントロールシステムの構築

○観光バス予約システムについて

- ・原則駐車だけでなく、降車・乗車についても予約を取ることを前提とし、台東区に訪れる観光バスを対象にシステムを構築する。
- ・システム開発は、平成28年度当初から着手し、平成29年初旬より運用開始を図る。

○運用について

- ・システム導入時は、混乱が予想されるため事前周知と運用開始時の体制の強化が必要と考える。そのため、予約システム導入当初の2ヵ月程度は運用人員の増員等による体制の強化を図り、「台東区ルール」を浸透させ、徐々に運用人員を減らし、平成31年度を目途に最終の運用体制に移行する。

対応4『規制』 台東区ルールを浸透させるための規制

○「台東区ルール」を浸透させるための条例の制定

- ・観光バスの迷惑な駐停車等を防止することで、道路交通の適正化を図り、もっと快適な交通環境や生活環境を実現することを目的とした台東区観光バス対策条例を制定する。

○条例、台東区の観光バス対策ルールの内外への周知、浸透化

- ・台東区観光バス対策条例の内容、そして台東区における観光バス対策のルールについて、地域内外に周知、来訪者への浸透化を図り、円滑な運用を図る。
- ・ルール周知、浸透化のための看板の設置、周知活動を実施する。

対応5『連携』 関係者の連携による取組み

○地域や関係者の連携

- ・地域住民、関係者と一体となった取組みを行う。

○取組みの工夫

- ・待合所の設置、現地の案内板の設置、事前周知などの工夫による、円滑な台東区ルールの遵守や円滑な利用、安全性の確保等を図る。

○警察や公安委員会など関係機関との連携

第6章 事業計画

5つの対応について、実施内容および短期、中期、長期のスケジュールを示す。

		短期	中期				長期				
		H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	東京五輪 H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
対応1 『乗降』 安全・快適な 乗降環境の確保	①降車場整備 路上3箇所	→									
	②乗車場整備 路上2箇所	→									
	③降車場整備 (拡充)		⋯→	⋯	⋯	⋯→					
	④乗車場整備 (拡充)		⋯	⋯	⋯	⋯→					
	⑤路外乗降場 の整備		⋯	⋯	⋯	⋯	⋯	⋯	⋯	⋯	⋯→
	⑥待合所整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
対応2 『駐車』 安全・快適 な観光バス 駐車環境の 確保	①既存駐車場の 利用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②他施設駐車 場の利用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	③新規駐車場の 整備		⋯	⋯	⋯	⋯→					
対応3 『運用』 効率的な運 用等のため の観光バス コントロール システムの 構築	①システムの 構築	→									
	②システムの 改良		⋯	⋯	⋯	⋯→					
	③システムの 運用		→	→	→	→	→	→	→	→	→
対応4 『規制』 台東区ルー ルを浸透さ せるための 規制	①観光バス 対策条例制定	→									
	②台東区ルー ルの周知		→	→	→	→	→	→	→	→	→
	③条例に基づ く指導・啓発		→	→	→	→	→	→	→	→	→
対応5 『連携』 関係者の連 携による取 組み	①連携の構築	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②連携の強化	→	→	→	→	→	⋯	⋯	⋯	⋯	⋯→

第7章 推進体制およびPDCAの取組み

○推進体制

計画の推進にあたっては、ハード・ソフトの整備に関する検討を庁内組織にて進めるとともに、国・東京都・交通管理者・道路管理者・バス協会・議会・地元など、広く関係者から構成する『台東区観光バス対策協議会』を設置する。



○PDCAの取組み

本計画は、計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、進行管理・評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返す PDCA サイクルの考え方により推進していく。評価スケジュールは、5年後の平成 32 年度を見据え実施し、段階的に内容の評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行う。なお、中間年においても把握できる指標を作成し中間達成状況を確認し、取組みの効果や課題を検証する。

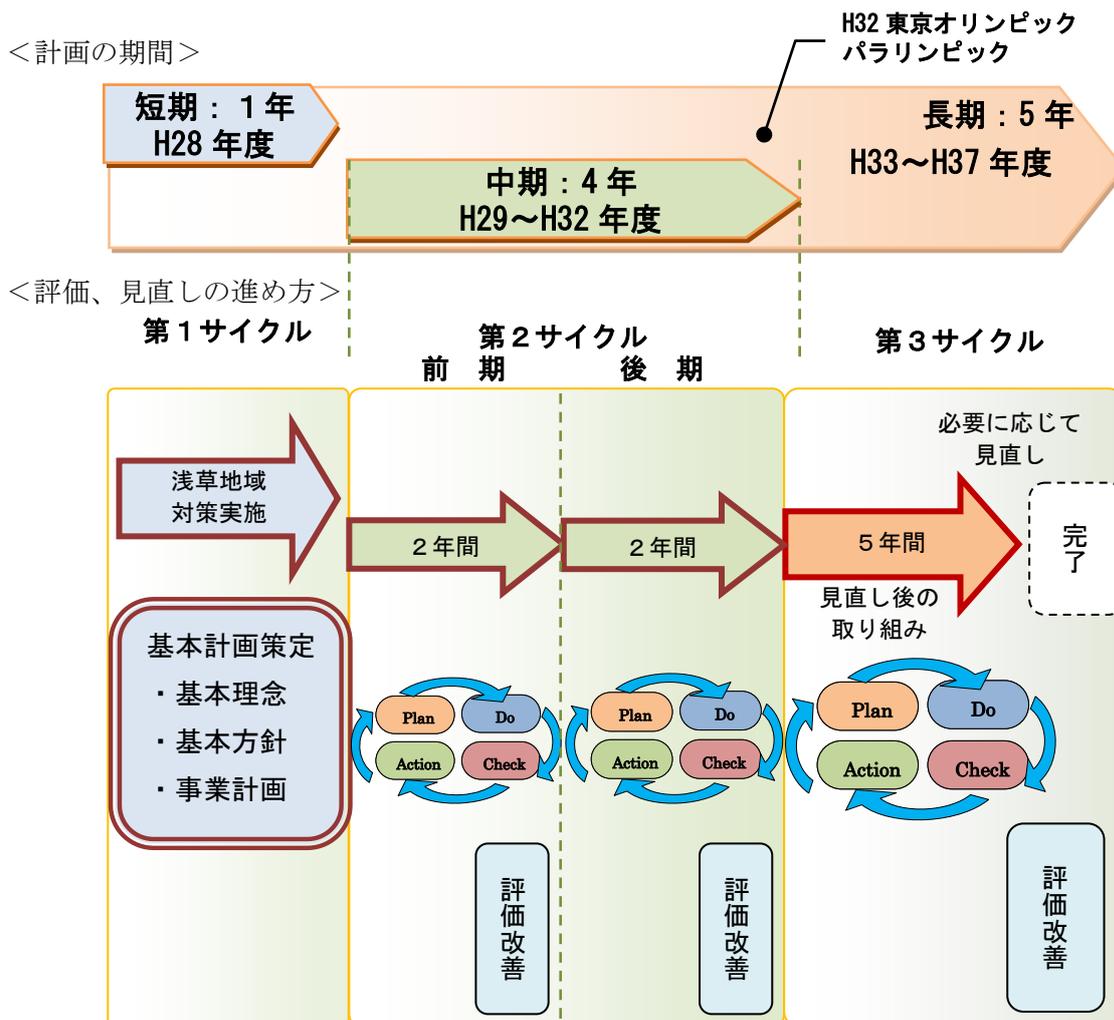


図 計画の評価、見直しのスケジュール

台東区観光バス対策基本計画

(概要版)

平成 29 年 3 月発行

発行 台東区 都市づくり部 交通対策課

〒110-8615

東京都台東区東上野 4 - 5 - 6

電話 03-5246-1111